別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
本堂	一棟	金沢市東山二―一一―四四（本蔵寺）
主屋	一棟	金沢市東山二―一九―一六
主屋	一棟	金沢市山の上町三―五
主屋	一棟	金沢市東山二―六―七
主屋	一棟	金沢市東山二―六―二五
主屋	一棟	金沢市東山二―五―六
主屋	一棟	金沢市東山一―三三―八

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　豊田市足助伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	豊田市足助町本町二一―一

○文部科学省告示第百九十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	桐生市本町二丁目一四一―一
付属屋	一棟	桐生市本町二丁目一四〇―一

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　高岡市金屋伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
土蔵（北棟）	一棟	高岡市金屋町二番五号
作業場	一棟	高岡市金屋本町一番一九号

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　金沢市寺町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
本堂	一棟	金沢市寺町四丁目二番六号（妙法寺）
庫裡・客殿	一棟	金沢市寺町四丁目二番六号（妙法寺）
書院	一棟	金沢市寺町四丁目二番六号（妙法寺）
鐘楼	一棟	金沢市寺町四丁目二番六号（妙法寺）
山門	一棟	金沢市寺町四丁目二番六号（妙法寺）

別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表六　郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	郡上市八幡町職人町七二四番地一

別表七に、次の表に掲げるものを追加する。

別表七　篠山市福住伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	篠山市福住三一七
主屋	一棟	篠山市安口二六九
離れ	一棟	篠山市福住四七五―二

別表七中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

別表七　篠山市福住伝統的建造物群保存地区関係

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
建築物			建築物		
土蔵	一棟	篠山市福住四七五―二	土蔵	一棟	篠山市福住三九一

別表九に、次の表に掲げるものを追加する。

別表九　うきは市新川田篭伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	うきは市浮羽町新川四四〇九番地一